

令和4年厚木市教育委員会8月定例会日程

日時 令和4年8月23日(火)

午後2時から

場所 本庁舎5階 第二委員会室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

日程1 議案第32号 令和4年度教育予算補正について

【教育総務部・学校教育部・社会教育部】

日程2 議案第33号 厚木市和田傳文学賞審査会委員の委嘱について

【教育指導課】

日程3 議案第34号 厚木市指定有形文化財の指定に係る諮問について

【文化財保護課】

4 報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育委員会教育機関の職員の懲戒について)

【教育総務課】(資料1)

(2) 事務の臨時代理の報告について(厚木市いじめ防止対策委員会専門委員の委嘱について)

【教育指導課】(資料2)

(3) 事務の臨時代理の報告について(厚木市教育支援委員会臨時委員の委嘱について)

【教育指導課】(資料3)

(4) 「厚木市における地域学校協働活動」に関する提言書について

【社会教育課】(資料4)

5 閉会

令和4年8月定例教育委員会教育長報告

令和4年7月26日（火）に開催されました7月定例会以後の主な行事等16件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 7月27日（水） 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ
第44回相模ささら踊り大会
○参加者数 275人
- 2 7月28日（木） 厚木市立相川公民館
令和4年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク
○対象地区 相川地区
○参加者数 9人
- 3 7月29日（金） 厚木市立荻野公民館
令和4年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク
○対象地区 荻野地区
○参加者数 31人
- 4 7月30日（土） 厚木中央公園
令和4年度3市合同スポーツ推進委員交流会
○参加者数 106人（3市合計）
- 5 8月 2日（火） 厚木市医療サポートセンター 2階 会議室
学校保健に係る意見交換会
○出席者 13人（一般社団法人厚木医師会7人、厚木市教育委員会6人）
- 6 8月 3日（水） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
令和4年度あばしり青少年自然文化体験研修報告
○出席者 6人（うち児童2人）
- 7 同 日 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
「厚木市における地域学校協働活動」に関する提言書受理
○訪問者 厚木市社会教育委員会 林元春議長、佐々木徹副議長
- 8 8月 4日（木） 厚木市役所第二庁舎 4階 教育委員会会議室
令和4年度厚木市教育委員会教育研究発表会・教育講演会（オンライン開催）
○参加者数 約290人

- 9 同 日 (8月4日) 厚木市立睦合南公民館
令和4年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク
○対象地区 睦合南地区
○参加者数 13人
- 10 8月 5日 (金) 厚木市役所本庁舎 5階 議場
令和4年厚木市議会第3回会議
- 11 同 日 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課市長応接室
新旧副議長就退任挨拶
- 12 8月16日 (火) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和4年度第3回厚木市小・中学校長会議
- 13 8月17日 (水) 厚木市立厚木北公民館 (仮事務所) 2階 会議室
令和4年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク
○対象地区 厚木北地区
○参加者数 11人
- 14 8月18日 (木) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和4年度第2回厚木市小・中学校教頭会議
- 15 8月19日 (金) 厚木市役所本庁舎 5階 議場
第4回あつぎ子ども議会 (中学生議会)
○参加生徒数 22人
- 16 8月22日 (月) 厚木市北部学校給食センター
厚木市北部学校給食センター竣工式典

議案第32号

令和4年度教育予算補正について

令和4年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和4年8月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和4年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和4年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,234,126	487,236	3,721,362
学校教育部	36,127	0	36,127
社会教育部	246,051	0	246,051
歳入合計	3,516,304	487,236	4,003,540

(歳出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	7,769,048	685,556	8,454,604
学校教育部	1,393,459	9,497	1,402,956
社会教育部	1,391,150	47,159	1,438,309
歳出合計	10,553,657	742,212	11,295,869

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 歳入については教育委員会の特定財源のみを記載しているため、歳入と歳出の合計額は一致しない。

※ 歳出については、各課等における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	17,295,218	139,536	17,434,754
10 国庫補助金	7,251,355	139,536	7,390,891
15 民生費国庫補助金	4,484,176	6,000	4,490,176
80 学校施設環境改善交付金	311,563	133,536	445,099
80 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
5 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
5 繰越金	1,775,150	1,174,849	2,949,999
85 諸収入	3,881,067	1,291	3,882,358
25 雑入	1,942,874	1,291	1,944,165
15 雑入	1,942,842	1,291	1,944,133
90 市債	8,877,700	433,900	9,311,600
5 市債	8,877,700	433,900	9,311,600
40 土木債	5,292,300	80,200	5,372,500
50 教育債	2,442,400	353,700	2,796,100
歳 入 合 計	95,196,539	1,749,576	96,946,115

節		説 明	
区 分	金 額		
5	6,000	1	地域生活支援事業費等補助金増 …………… 【障がい福祉課】 6,000
5	53,854	1	小学校整備事業費交付金 …………… 【教育施設課】 53,854
10	79,682	1	中学校整備事業費交付金増 …………… 【教育施設課】 79,682
5	1,174,849	1	前年度繰越金増 …………… 【財政課】 1,174,849
40	1,291	1	空き家除却跡地売却金 …………… 【住宅課】 1,291
10	89,500	1	道路新設改良事業債増 …………… 【道路維持課 ほか】 89,500
20	△9,300	1	森の里東土地区画整理推進事業債減 …………… 【まちづくり推進】 △9,300
10	197,100	1	小学校整備事業債増 …………… 【教育施設課】 197,100
15	156,600	1	中学校整備事業債増 …………… 【教育施設課】 156,600

5 5 国庫支出金 8 0 繰越金 8 5 諸収入 9 0 市債

3 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
50 ぼうさいの丘公園費	146,822	980	147,802	一般財源	980
25 住宅費	359,742	68,011	427,753		
5 住宅管理費	359,742	68,011	427,753	そ の 他	1,291
				一般財源	66,720
45 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511		
5 消防費	3,531,848	4,663	3,536,511		
5 常備消防費	2,577,760	4,663	2,582,423	一般財源	4,663
50 教育費	12,390,940	759,812	13,150,752		
5 教育総務費	3,510,276	6,227	3,516,503		
15 教育指導費	592,936	6,227	599,163	一般財源	6,227
10 小学校費	2,718,644	403,079	3,121,723		
5 学校管理費	619,480	386,259	1,005,739	国庫支出金	53,854
				市 債	197,100
				一般財源	135,305

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
11 需用費	980	1	ぼうさいの丘公園維持管理事業費増 ……	【公園緑地課】 980
11 需用費	17,520	1	市営住宅維持補修事業費増 ……	【住宅課】 17,520
19 負担金、補助及び交付金	49,200	2	空き家等対策推進事業費増 ……	【住宅課】 1,291
23 償還金、利子及び割引料	1,291	(1)	空き家等対策推進事業費国庫補助金過年度返還金	1,291
		3	定住促進住宅取得等支援事業費増 ……	【住宅課】 49,200
		(1)	若年世帯住宅取得支援事業補助金増	49,200
11 需用費	4,663	1	消防庁舎維持管理事業費増 ……	【消防総務課】 4,663
1 報酬	5,996	1	特別支援教育推進事業費増 ……	【教育指導課】 6,227
9 旅費	231	(1)	特別支援教育推進事業費増	6,227
11 需用費	126,996	1	小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）増 ……	【教育施設課】 55,363
15 工事請負費	259,263	(1)	小学校校舎・体育館改修事業費（長寿命化）（その2）	55,363
		2	校庭整備事業費（小学校）増 ……	【教育施設課】 150,000
		(1)	小学校校庭整備事業費（その2）	150,000
		3	小学校維持管理事業費増 ……	【教育施設課】 99,500

40 土木費 45 消防費 50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(学校管理費)					
10 学校保健給食費	1,543,499	3,405	1,546,904	一般財源	3,405
15 教育振興費	389,810	3,270	393,080	一般財源	3,270
20 学校給食センター費	165,855	10,145	176,000	一般財源	10,145
15 中学校費	3,908,016	285,747	4,193,763		
5 学校管理費	463,160	285,747	748,907	国庫支出金	79,682
				市 債	156,600
				一般財源	49,465
20 社会教育費	1,524,550	29,694	1,554,244		
20 公民館費	723,451	8,294	731,745	一般財源	8,294

節		説 明
区 分	金 額	
		4 小学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 27,496
		5 小学校LED化推進事業費増 …………… 【教育施設課】 53,900 (1) 小学校LED化推進事業費(その2) 53,900
11 需用費	3,405	1 小学校学校給食事業費増 …………… 【学校給食課】 3,405 (1) 単独調理場維持管理事業費増 3,405
1 報酬	3,210	1 小学校児童支援推進事業費増 …………… 【教職員課】 3,270
3 職員手当等	60	
11 需用費	10,145	1 南部学校給食センター費増 …………… 【学校給食課】 10,145 (1) 施設維持管理事業費増 7,065 (2) 施設維持補修事業費増 3,080
11 需用費	38,900	1 中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)増 …………… 【教育施設課】 192,247 (1) 中学校校舎・体育館改修事業費(長寿命化)(その2) 192,247
15 工事請負費	246,847	2 中学校維持管理事業費増 …………… 【教育施設課】 38,900 3 中学校LED化推進事業費増 …………… 【教育施設課】 54,600 (1) 中学校LED化推進事業費(その2) 54,600
11 需用費	7,260	1 公民館整備事業費増 …………… 【社会教育課】 1,034 (1) 厚木北公民館整備事業費増 1,034
22 補償、補填及び賠償金	1,034	2 公民館維持管理事業費増 …………… 【社会教育課】 7,260

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
55 シティプラザ公共 施設維持管理費	125,241	17,600	142,841	一般財源	17,600
60 文化財保護費	128,259	3,800	132,059	一般財源	3,800
25 保健体育費	729,454	35,065	764,519		
10 体育施設費	469,154	35,065	504,219	一般財源	35,065
歳 出 合 計	95,196,539	1,749,576	96,946,115		

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	17,600	1 シティプラザ維持管理事業費増 …………… 【青少年課】 17,600
11 需用費	3,800	1 郷土博物館事業費増 …………… 【文化財保護課】 3,800 (1) 施設維持管理事業費増 3,800
11 需用費	33,800	1 体育施設維持補修事業費増 …………… 【スポーツ推進課】 4,265
12 役務費	1,265	2 及川球技場維持補修事業費 …………… 【スポーツ推進課】 4,180
		3 南毛利スポーツセンター維持補修事業費増 【スポーツ推進課】 4,620
		4 猿ヶ島スポーツセンター維持補修事業費 【スポーツ推進課】 22,000

50 教育費

第3表 繰越明許費

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業(長寿命化) (その2)	55,363
		小学校校庭整備事業 (その2)	150,000
		小学校LED化推進事業 (その2)	53,900
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業(長寿命化) (その2)	192,247
		中学校LED化推進事業 (その2)	54,600

第5表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備事業	121,400	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。	318,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
中学校整備事業	187,600				344,200			
計	8,877,700				9,311,600			

議案第 33 号については、
非公開案件となります。

議案第34号

厚木市指定有形文化財の指定に係る諮問について

厚木市指定有形文化財の指定について、厚木市文化財保護審議会に対し、別紙のとおり諮問する。

令和4年8月23日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市指定有形文化財の適正な指定を行うため、厚木市文化財保護審議会に諮問する。

令和4年 月 日

厚木市文化財保護審議会
会 長 薄井 和男 様

厚木市教育委員会

厚木市指定有形文化財の指定について（諮問）

厚木市指定有形文化財の指定申出のあった次の文化財について、その指定評価に関する貴審議会の意見を求めます。

申出があった文化財

	名称	員数	種類	申出者	所在地
1	絹本著色 弁財天 十五童子像	1 幅	有形文化財 (絵画)	宗教法人妙傳寺 代表役員 宇都宮 教侃	厚木市上依知2397番 地 妙傳寺

担当 社会教育部文化財保護課文化財保護係
電話 (046)225-2509 (直通)

諮問理由書

本資料は、厚木市上依知の妙傳寺みょうでんじに所蔵される「弁財天十五童子像」べんざいてんじゅうごどうじぞうであり、制作時期は室町時代末から江戸時代前期と推定される。中世の複雑な神仏習合しんぶつしゅうごうの有様を如実に反映しており、さらに、束帯男神像そくただんしんぞうと唐装女神像とうそうによしんぞうの二神が描かれた極めて稀な図様を持つ等、特色ある「弁財天十五童子像」べんざいてんじゅうごどうじぞうとして美術史的に貴重な作例である。

また、本資料が伝来した背景について、妙傳寺の復興しちめんてんによしんこうや七面天女信仰との関連が考えられる等、近世期の厚木市の宗教史を考える上で重要な文化財であると考えられる。

以上のことから、厚木市指定有形文化財の指定について、文化財保護審議会に諮問しようとするものである。

指定候補文化財調書

- 1 名称及び員数 けんぼんちやくしよく 絹本著色 べんざいてんじゅうごどうじぞう 弁財天十五童子像 1幅
- 2 文化財の種類 有形文化財(絵画)
- 3 所在地 厚木市上依知2397番地 みょうでんじ 妙傳寺
- 4 所有者 厚木市上依知2397番地
みょうでんじ 宗教法人妙傳寺 代表役員 宇都宮 教侃
- 5 構造・法量 ほうりょう 絹本著色 1幅
 本紙 縦80.7センチメートル
 本紙 横34.7センチメートル
- 6 ひょうはいぼくしよめい 裱背墨書銘 「べんざいてんしちふくじんじゅうごどうじ 弁財天七福神十五童子 せいばいさん 星梅山 ひょうぐ 表具
さんじゅうさんせい 三十三世 にちおうだい 日應代」
たくまほうげんのひつ 「琢磨法眼之筆 べんざいてんによがぞう 辨財天女画像 よんじゅうろくだいにつせいひょうぐしゅうふく 四十六代日誠表具修覆」

7 所 見

(1) 伝来

本資料は、日蓮の星降伝説でも著名な三箇寺の一つ、厚木市上依知に所在する星梅山妙傳寺に所蔵される「弁財天十五童子像」である。妙傳寺は、寺伝及び『新編相模国風土記稿』等によると、弘安元年(1278)本間重連を開基檀越とし、開祖は日蓮、開山は巖菅院日源とする。江戸時代の寛文期に、不受不施派支持の立場をとった事から一時廢寺となったが、寛文五年(1665)水戸の隠井山高在院妙徳寺から一心院日遥(～1696)が入寺して第二十三世となり復興したとされる。ⁱなお、日遥の没年と齟齬があるが、厚木市指定文化財の持国天像、毘沙門天像(多聞天)からは、この日遥による元禄十年(1697)の墨書銘のある木札が発見されている。

本資料裱背には、妙傳寺三十三世寂隆院日應(1693～1773)による表具墨書銘が貼られており、更に、明治期の四十六世日誠(～1895)による表具修復銘が墨書されている。これにより、本資料は日應の代には、「弁財天七福神十五童子」と呼称され、また明治期には、琢磨法眼筆の弁財天女画像とされていたことが分かる。なお、琢磨法眼なる絵師については、不詳である。ⁱⁱ

日應は、千葉に生まれ、飯高檀林の第八代化主を務め、谷中本寿寺、野呂妙興寺を歴世し、身延山久遠寺の四十五世貫首となった。彼は二十二世日遥

の再興事業を継承し、二天を安置する二天門(市指定文化財)を延享三年(1746)に建立、その扁額を宝暦三年(1753)に書いている。また、丈六釈迦像を安置する独尊堂を建立(寺伝)し、霊梅の石玉垣を新設(石垣銘)するなど、妙傳寺の整備を遂行したと伝えられる。したがって、本資料の表具は、こうした一連の動きと連動して行われたものと推察される。

(2) 図様

本資料の画面には、上方に金泥の日輪と白色の月輪を配し、唐装の八臂弁財天が岩の上の荷葉座上に立つ。現状では、弁財天の円光背に火炎光や宝珠は認められないが、赤外線写真により、その痕跡らしきものが見られる。弁財天は、長袂衣、襜褕衣、背子を纏い、双髻に結び、頭頂に老面白蛇身の宇賀神を頂き、更に宇賀神の上に鳥居を置く。

弁財天の持物は、左第一手三叉戟、第二手三弁宝珠、第三手輪宝、第四手弓、右第一手鑰(鍵)、第二手剣、第三手宝棒、第四手箭。これは、順序に若干の相違は見られるが、ほぼ『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』ⁱⁱⁱの持物に該当する。

画面の最下段には、髪を美豆良に結び、袍服を着た十五童子が描かれる。^{iv}十五童子の配置は、弁財天の真下に正面を向く一童子を、左右に七童子ずつ分けて配する、左右の均衡を考慮した構図をとる。

十五童子の持物は、画面の絵絹の損傷が激しく(恐らく修理の際に膚裏紙を剥がした状態)確認が困難であるが、目視及び赤外線写真により確認できる範囲で記すと、弁財天の左側には、天秤を持つ金財童子、鑰を持つ印鑰童子、硯を持つ筆硯童子、三弁宝珠を捧げる従者童子、宝珠と剣を持つ生命童子、牛馬を操る牛馬童子。弁財天の右側には、帯を持つ官帯童子、升を捧げる計升童子(あるいは蚕器を捧げる蚕養童子)、稲を担ぐ稲粗童子、衣を捧げる衣裳童子、酒壺から酒を汲む酒泉童子、弓矢を持つ愛敬童子、船車を操る船車童子となる。弁財天の直下の童子は拱手しているが、持物に関しては赤外線写真によっても判然としない。消去法で考えれば、計升か蚕養となる。

弁財天の左には大黒天、右には毘沙門天が配され、弁財天の岩座の下にややく小さく黒の束帯形と唐装女神形が描かれる。^v

本資料の図様は、弁財天と宇賀神の習合を物語るばかりでなく、大黒天、毘沙門天の登場など、中世の複雑な神仏習合の有様を如実に反映している。^{vi}図様上注目されるのは、弁財天が立像である点、また頭頂に宇賀神に加え鳥

居を描く点が挙げられる。さらに、通例描かれる二天にてんに加えて東帯男神像そくたいだんしんぞうと唐装女神像とうそうによしんぞうの二神にしんが描かれる点が特色と言える。vii二神にしんを加える図様ずようは、金沢文庫かなざわぶんこで開催された展覧会に出品された個人所蔵の作例にも見られるが、極めて稀である。

(3) 表現と制作時期

本資料の表現を見ると、退色が進んでいることが惜しまれるが、要所には群青ぐんじょうや緑青ろくじょう、朱しゆが残り、金泥きんでいにより持物じもつを荘嚴しやうごんするなど、当初の華やかさが推察される。形態の崩れは比較的少なく、各尊そんの表情には親しみがあがり、室町末期むろとぎぞうしの御伽草子おとぎぞうしなどに通ずる大らかさが感じられる。

以上を勘案すると、裱背ひょうはいの日應にちおうによる表具墨書銘ひょうぐぼくしょめいは、絵像えぞうの再表具さいひょうぐの際に書かれた可能性も考えられ、制作時期は室町時代末から江戸時代前期を想定するのが適当と考えられる。

(4) 伝来の理由

本資料が妙傳寺みょうでんじに伝来した理由や制作の背景に関しては資料が無いが、一つの可能性として、江戸時代に急激に浮上した七面天女信仰しちめんてんによしんこうとの関連が考えられる。七面天女しちめんてんによは、身延山の鬼門みのぶさん きもんに位置する七面山しちめんざん まつに祀られる日蓮宗にちれんしゅうの守護神しゆごしん七面天女しちめんてんによのことである。viii寛文期かんぶんきに深草元政ふかくさげんせいによって書かれた「七面大明神縁起しちめんだいまうじんえんぎ」では、身延みのぶで日蓮にちれんの説法せっぽうを聴聞ちやうもんしていた美女みやうが、蛇体じやたいである本性を現した後成仏ほんちしたと説かれ、その本地ほんちを吉祥天きつしょうてんとする。更に、貞享二年じやうきやう（1685）に日脱にちだつが記した『身延鑑みのぶかがみ』では、七面天女しちめんてんによ、弁才天べんざいてん同体説どうたいせつが説かれるようになる。ixこうした背景の中で、蛇体じやたいの宇賀神うがじんと習合しゅうごうした弁財天べんざいてんに注目し、日應にちおうによる表具再装ひょうぐさいそうがなされた可能性が考えられる。

以上、本資料は特色ある「弁財天十五童子像べんざいてんじゅうごどうじぞう」として美術史的に貴重な作例であり、また、近世期の厚木市の宗教史を考える上でも貴重な資料と考えられる。したがって、市の文化財としての価値を有する。

【参考文献】

- 『^{しんべんさがみのくにふどきこう}新編相模国風土記稿』第3巻 ^{ゆうざんかく}雄山閣 1998年
- 『厚木市史 近世資料編 (社寺)』 1886年
- 『厚木市史 中世資料編』 1989年
- 『厚木市史 中世通史編』 1999年
- 『厚木市史 近世資料編 (文化文芸)』 2003年
- 『日蓮宗寺院大鑑』^{いけがみほんもんじ}池上本門寺 1998年
- 『^{みのぶかがみ}身延鑑』^{みのぶさんくおんじ}身延山久遠寺 2001年
- 『弁財天～その姿と利益～』神奈川県立金沢文庫 2007年
- 『鎌倉の日蓮』神奈川県立歴史博物館 2009年
- 『^{ちくぶしま}竹生島弁才天一仏から神へ、その信仰の展開一』
長浜市長浜城歴史博物館 2020年
- 泉武夫「^{ちくぶしまべんざいてん}竹生島辨才天」『^{こっか}國華』1247号 1999年
- 藤元裕二「^{べんざいてんじゅうごどうじぞう}弁才天十五童子像」『^{こっか}國華』1477号 2018年



みょうでんじ けんほんちやくしよく べんざいてんじゅうごどうじぞう
 妙傳寺所蔵「絹本著色 弁財天十五童子像」



ひょうはいぼくしよめい
 裱背墨書銘

註

- i かくらいさんこうざいじんみょうとくじ かくらいちやう にちれんしゅうじいん みのぶ
隠井山高在院妙徳寺は、水戸市加倉井町に所在する日蓮宗寺院。身延で
にちれん はきい なんぶ さねなが はきい かくらい さねうじ みょうとくに
日蓮を援助した波木井（南部）実長の息子波木井（加倉井）実氏が母妙徳尼の
ぼだい とむら こんりゅう
菩提を弔うため建立したと伝える。
- ii しのういん でんたくまほうげん てんかわべんざいてんまんだらず たくま たくま
奈良親王院所蔵の伝説間法眼筆「天河弁才天曼荼羅図」など、宅磨、詫間に比
定される絵画は多いが、ほとんどが伝承の域を出ない。
- iii ぶつせつさいしやうごこくうがやとんとくによいほうじゆだらにきやう ほこ わ
『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』では、左第一鉢、第二輪、第
ほうきやう ほうじゆ けん ぼう かぎ せん
三宝弓、第四宝珠、右第一劍、第二棒、第三鑰、第四箭（矢）と順番はやや
異なるがほぼ該当する。
- iv ぶつせつさいしやうごこくうがやとんとくによいほうじゆだらにきやう
十五童子は、『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』によると、
いんやく かんたい ひっけん きんざい とうじゆう けいしやう はんき いしやう さんやう しゆせん あいぎやう
印鑰、官帯、筆硯、金財、稻粃、計升、飯櫃、衣装、蚕養、酒泉、愛敬、
せいめい じゆうしや きゆうば せんしや
生命、従者、牛馬、船車。
- v この図像は、じゆうにきやう ふうふうう しやうてん そうしんかんぎてん
十二宮の双子座（夫婦宮）や、聖天（双身歡喜天）との関連も考えられ
るが、その検証は今後の課題と言える。
- vi べんざいてん
弁才天は、インドの河の神サラスヴァティが仏教に取り入れられ、音楽芸術
ふくとく せんかく ずやう
や福德の神となった尊格である。その主な図様は、三種類に分けられる。ま
ず、こんこうみやうさいしやうおうえきやう だいべんざいてんによほん じもつ はっぴぞう
『金光明最勝王經』「大弁才天女品」による武器を持物とする八臂像、
だいにちきやう にひぞう
「大日經」に説かれる琵琶を弾く二臂像、そして、鎌倉時代に日本で成立し
たとされる ぶつせつさいしやうごこくうがやとんとくによいほうじゆだらにきやう べんざいてん ごぶきやう
『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』他弁才天五部經と
ぎきやう はっぴぞう ろうめんじやたい うがじん しゆうごう かぎ ほうじゆ
呼ばれる偽經による八臂像で、老面蛇体の宇賀神との習合を表し、鑰と宝珠
とうちやう うがじん かぎ ほうじゆ ふくとくしん
を持つ。本資料の、頭頂に宇賀神を頂き、鑰と宝珠を持つ福德神としての性
じゆうごとうじ ずやう べんざいてんじゆうごとうじぞう
格を顕著に表し、十五童子を率いる図様は「弁財天十五童子像」に該当する。
なお、ふくとくしん としての性格が顕著となる中世以降「弁財天」の表記が通例とな
っていく。
- vii にしん べんざいてん しゆつちん
男女二神を描く例は、金沢文庫で開催された弁財天の展覧会に出陳された
個人所蔵作品にも見られるが、こうした例は極めて少ない。参考文献参照。
- viii かんぶん ふかくさげんせい しちめんだいみやうじんえんぎ じやうきやう にちだつ
寛文六年（1666）深草元政「七面大明神縁起」、貞享二年（1685）日脱
みのぶかがみ かんぶんき ようきよく げんざいしちめん
『身延鑑』、寛文期の謡曲「現在七面」上演。
- ix にちれんしゆう まんだらほんぞん しちめんでんによ かんじやう てんしやうき しちめんでんによ
日蓮宗での曼荼羅本尊への七面天女の勧請は、天正期に遡るが、七面天女
しんこう みのぶさんくおんじ
信仰の隆盛は江戸時代以後で、身延山久遠寺の勢力が有力となってきて以後の
ことである。その背景には、徳川家康の側室養珠院お万の方などの日蓮宗
きえ しちめんざんさんけい
帰依、七面山参詣などの影響も考えられる。

厚木市文化財指定基準（抜粋）

有形文化財

絵画・彫刻・工芸品関係

1 指定基準

- (1) 各時代の遺品のうち製作的に優れ、市の文化史上貴重で、かつ遺存状況の良好なもの
- (2) その時代的背景を示す資料となるもの
- (3) 題材、形態、品質、形状、技法、用途等で特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方的様式等を顕わすもの

2 運用・解釈

(1) 時代的評価

おおむね江戸時代までのものを指定評価の対象とする。

(2) 地方的様式の範囲

「地方様式」とは、市内を中心とするが、その影響をうけているもの、また他の地方様式を理解できるものも含む。

厚木市文化財保護条例（抜粋）

（審議会への諮問）

第18条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

- (1) 市指定文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

報告事項 1 ～ 3 については、
非公開案件となります。

家庭・地域・学校のつながりを一層深め、
協働して地域の宝である子どもたちを育むために
～「公民館を核にした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を
めざした地域学校協働活動の実現～ (提言)

令和4年7月28日
厚木市社会教育委員会議

目 次

I	はじめに	1
II	第1部「総論」	3
	1 厚木市の社会教育の推移	
	2 市民意識調査・公民館の職員・小中学校のアンケートから	
	3 厚木市教育振興基本計画	
	4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要	
III	第2部「各論」	7
	提言1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進	
	提言2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進	
	提言3 「支援」から「連携・協働」意識への変換	8
	提言4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う	
IV	おわりに	9

I はじめに

終戦後、日本は高度経済成長を遂げる一方、規範意識の希薄化・対人関係能力の低下・学習意欲や体力の低下など様々な問題が指摘され、個々の問題を状況に応じた対処療法で解決しようとしてきた。また、学校・家庭・地域社会が全体的に教育力を低下させる中、本来は家庭や地域社会で果たすべき子どもの育成までもが、学校に期待されるようになってきている。結果、多くの課題を抱えた学校がその役割を果たしきれなくなり、それがまた社会全体の教育力低下を生む、という悪循環に陥ってしまってきた。

そのような中、昭和 59 年に内閣総理大臣肝いりの『臨時教育審議会』が開催され、以後、様々な審議会で、これからの教育の方向性や、学校・家庭・地域社会の新たな役割分担や関係の在り方などが検討されてきた。また、この教育改革に対する考え方をさらに幅広く検討を行うために、その後の内閣総理大臣にも引き継がれ、平成 12 年には私的諮問機関である『教育改革国民会議』から「教育を変える 17 の提案」が作成され、提出された。そして、教育の理念として何を大切にしようとするのか、これからの時代にふさわしい教育理念を国民の共通理解として打ち立てるために、国民全体による教育改革を進めることが重要と考え、平成 19 年に「教育基本法」が改正され、学校・家庭・地域社会など、様々な分野の教育力が重要であるとされた。

その後、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進していくため、平成 25 年に『教育再生実行会議』が発足され、学校・家庭・地域の 3 者をつなげる活動が一過性である時期だけ盛り上がるのではなく、恒常的なものにしていくにはシステム（仕組み）を考えていくことが必要であるということも審議された。また、平成 27 年『教育再生実行会議第六次提言』では連携に加えて地方再生（コミュニティの再生）やコミュニティ・スクール（以下、C・S）の仕組みの必置も提言された。さらに『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（以下、地域学校協働活動答申）』で、学校支援から協働へという考えが打ち出されるとともに、C・S と地域学校協働本部が一体となって運営されることが重要であるということが提言された。その目的は学校が「社会に開かれた教育課程」を実現し続けられるよう、学校・家庭・地域が子どもの育ちをめぐる情報・課題・目標（ビジョン）を共有し、当事者意識をもって自律的・効果的に協働し、学校評価などにより共に成果の検証を重ねる PDCA サイクルの仕組みを進めることで、組織的・継続的な教育の質の向上を図れると考えられたものである。

その後、平成 28 年には『ニッポン一億総活躍プラン』で、令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働本部を設置することが閣議決定され、平成 29 年には『働き方改革実行計画』で、同じく令和 4 年度までに、全小中学校区をカバーして地域学校協働

活動を推進することが働き方改革実現会議で決定された。同年には社会教育法が改正され、地域学校協働活動が法律として「定義」されるとともに、「地域学校協働活動推進員を委嘱することができる」こと及びその「役割」も明記された。さらには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、「学校運営協議会委員に地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの等を任命する」とされ、地域と学校が連携・協働していくためのシステムが法的に整備された。また、改正された学習指導要領の中では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、「学校と社会が共有し、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく。」という、社会に開かれた教育課程の実現を図っていくことが重要と、新設された「前文」に明記されている。

さらに、平成30年には『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』という中央教育審議会の答申で、『『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり』の一層の充実が図られるよう、最も代表的な社会教育の実践の場である社会教育施設の在り方について提言された。そこでは、地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、「公民館」に対して、特に住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的な役割、地域の防災拠点としての役割、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することがうたわれている。

これら一連の流れを受け、厚木市社会教育委員会では、令和2年度から、地域と学校の一体的推進を図り、地域全体で未来を担う子どもの健全育成を図るために必要なことは何かを審議してきた。今後の持続可能な地域づくりを考えた時に「元気で、楽しく、豊かに、生きがいのある生活」という社会教育の原点といえるキーワードのもと、行政がその役割をしっかりと見極め、施策展開を行っていくことが重要である。そこで、これらを実現していくために必要な方向性と今後検討を行うべき内容を提言という形でまとめた。

なお、本提言書は、第1部「総論」と第2部「各論」で構成し、「総論」ではまず厚木市における社会教育・学校教育の現状や市民の意識を整理し、「各論」では総論で示した改革の方向性を踏まえ、今後厚木市で展開される地域学校協働活動のあり方や今後さらに検討を要する事項を挙げている。

また、審議の際参考にした資料は「関係資料」という形で、別添にしてまとめることとした。

Ⅱ 第1部「総論」

1 厚木市の社会教育の推移

これまで厚木市では、平成18年、森の里と厚木北地区をモデル地区として「地域子ども教室」をスタートさせた。翌年より全地区に拡大し、安心、安全な子どもの居場所づくりや、地域の大人が地域の子どもの育てる土壌づくりを行ってきた。

そして、平成24年度相川小学校において、学校の特色づくりとして学校の教育課程外の『放課後子ども教室』を開設した。さらに、平成26年度相川中学校区（相川中学校・相川小学校・戸田小学校）の3校に学校運営協議会を設置（以下C・S）し、モデル校として指定した。相川小学校においては併せて「学校支援地域本部」を設置したことで文部科学省から「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進校」として表彰されるに至った。その後、市長の提唱する「協働」の精神を受け、平成28年度教育長が全小中学校にC・Sを設置することを明言し、平成29年度・30年度の2年間で全小中学校にC・Sが設置された。

また、家庭教育を支援し、教育力の向上を図るために、平成25年度に社会教育委員会が実践施策として『地域ぐるみ家庭教育支援事業』を提案した。それをもとに、平成26・27年度に森の里地区及び睦合南地区、平成28・29年度に厚木南地区及び依知北地区をモデル地区として指定し、実践を進めた。さらに、その実践の成果や課題を発表し協議するために、平成28年から『地域ぐるみ家庭教育支援フォーラム』を開催している。平成29年度からは全市に広げるため、全地区の公民館において地域ぐるみ家庭教育支援事業を展開してきた。

このように、本市においては地域での活動の整備・家庭教育支援・学校教育支援及び推進と着実に進み始めている。一方これらの連携・協働体制に目を向けてみると、実施されているが、各学校や地域の実情に任されているのが現状で、そこに派生する課題等はこれまで整理されていなかった。また、令和2年3月末に厚木市教育振興基本計画委員会から出された答申（別添関係資料）において、「家庭・地域・学校の協働の推進」が基本方針に、【協働】が計画を支える重点的な取組のキーワードとして掲げられ、家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進も提言されている。

そこで、これらの組織体制づくりや具体的推進施策の最重要課題として、家庭・地域・学校の協働体制、つまり地域学校協働活動を充実していくことが、大きな使命となっている。

2 公民館職員へのアンケート、学校からの要望及び厚木市民意識調査の結果

厚木市内には15の公民館と1つの分館、市立小学校23校、市立中学校13校がある。提言書を作成するにあたって厚木市社会教育委員会として、地域の社会教育の拠点である「公民館の職員」を対象にしたアンケート、学校からの要望及び厚木市が隔年で実施している「市民意識調査（令和3年度）」を参考に協働意識等について分析することにした。

(1) 公民館職員へのアンケート結果(アンケート質問紙及び回答は別添関係資料 参考)

ア 地域学校協働活動への理解

おおむね全ての公民館において、協働活動の理解を図れているものと考えられるが、人事異動等により、本活動の意義が薄れてしまうおそれもあるため、継続的な研修は必要と思われるという意見も挙げられている。

イ 公民館が求める推進員

地域（公民館）と学校の両側面に精通されている人が望ましいとの回答が多かった。また、積極的に地域や学校の行事と関わり、双方のパイプ役になり得る人との回答もあり。

ウ 公民館事業を推進する上で、期待される効果

地域学校協働活動を実施することで、事業への参加者数の増加、より多くの方との交流、学校・児童・生徒のニーズの把握、学校と公民館の情報共有（連携）、学校を絡めた事業の展開等が挙げられている。

エ 協働活動を行う上での課題

地域役員の負担の増加、地域学校協働活動推進員（以下、推進員）への負担の集中、推進員（人材）の確保、活動に対する周知、ネットワークの構築、地域側の実施体制の整備等の意見が挙げられている。

オ 現在実施している協働活動

協働活動は全ての学校で行われていると回答された。その事業内容は公民館事業（地域子ども教室、学級講座、夏休み体験教室、公民館まつり、文化振興会、体育振興会、コミュニティづくり推進事業）、地区市民センター事業（地域福祉推進委員会）の他、地区によっては学校の清掃活動や除草作業、地区の防災訓練や美化清掃活動、独自の取組みを実施している地区もある。また、この協働活動を行うにあたり、苦勞している点については、地域役員の高齢化や活動を担う人材不足を多くの公民館で挙げている。他には複数団体を兼ねている委員は負担が増えているという意見や、一部の公民館で、学校のニーズが分からないことと回答した公民館もある。これらの活動を行うことで、「地域と学校が相互に協力しあえる関係が構築できる」「相互理解が深まる」「横のつながりが生まれる」「学校の活動がよく分かる」「公民館（社会教育）活動に理解が得られる」など、前向きな意見があった。

(2) 学校からの要望

文部科学省は、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進を進め、地域総ぐるみで子どもたちを育成していく事が重要であると、平成 29 年度にそれらに関連付ける法整備を行った。それは「地域学校協働活動」を定義し、学校運営協議会と「地域学校協働本部」のスムーズな接続のために「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、学校運営協議会委員にするというものである。

厚木市では、平成 30 年度をもって全市立小中学校に学校運営協議会が設置された。当時、全小中学校に学校運営協議会を設置している自治体は、全国的にも珍しく、神奈川県では唯一であった。

全校に学校運営協議会が設置され、小学校長会からは新たな「学校教育の充実進展に関する提言書」が教育委員会に提出された。ここでは、平成 31 年度から「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」を配置・育成するようという要望が明記されている。また、令和元年度からは、「地域学校協働本部の設置」「地域学校協働活動推進員の委嘱」「研修の充実」「学校支援ボランティアの育成」が新たな要望として追加されている。

本提言書は、小・中学校それぞれの校長会代表が提言を行うもので、各校長会が作成したものは、事前に内容を共有したものであるため、中学校長会も同様の考えとなっている。

(3) 厚木市民意識調査結果（抜粋）

現在の教育において、どのような取組が重要であるかという質問に対して、「家庭・学校・地域との連携に向けた取組」が、1,603 件中、317 件が重要であると回答。

	全体	家庭・学校・地域との連携に向けた取組	家庭での教育力の向上に向けた取組	学力の向上に向けた取組	体力の向上に向けた取組	子どもの規範意識の醸成に向けた取組	教員の指導力向上に向けた取組	いじめ、暴力行為などの対応	不登校などの対応	その他	無回答
全体	1,603	317	75	79	74	182	250	445	66	54	61
	100.0	19.8	4.7	4.9	4.6	11.4	15.6	27.8	4.1	3.4	3.8

これは「いじめ、暴力行為などの対応」に次ぐ件数となっている。市民の意識が家庭・学校・地域との連携へ向いていると考えられる。

3 第2次厚木市教育振興基本計画

厚木市では、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育振興のための施策に関する第2次厚木市教育振興基本計画を策定し、令和3年度から実施することになった。

第1章の計画の概要「1 背景と目的」において、「家庭や地域の教育力向上の必要性」や、「未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動を進められている」ことが記載されている。

「4 計画の実現に向けて」の「(2) 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」においては、「家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要である」と記載されており、さらに、「子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中で地域住民のつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切」であると掲載されている。

「第2章 厚木市が目指す教育」の「1 計画構成図」では、「基本方針5 家庭・地域・学校の協働の推進」が位置付けられ、家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みますと、明記されている。ここでは、幅広い層の地域住民、団体などが参画する緩やかなネットワークを形成し、ネットワークをいかした地域学校協働活動の推進が挙げられている。

4 モデル地区公民館の役割と地域学校協働活動推進員の研究概要

地域と学校の一体的推進を研究するために、令和3年度から森の里公民館と依知南公民館を、令和4年度から南毛利公民館と依知北公民館をモデルとし、関係学校（令和3年度は5校、令和4年度は4校）に推進員を配置して進めることとした。各公民館から推進員候補を推薦していただき、教育委員会が委嘱した。

委嘱後は、各推進員・該当公民館職員・該当校担当教職員に対して研修を行い、各推進員の活動は「報告書」を提出していただくこととした。

モデル地区の公民館においては、地域学校協働本部として「協働活動推進員からの情報を地域内（学校）情報として共有」したり、「入手情報の対応」を考慮してもらったりする中で、コーディネート機能を発揮し、多様な活動、継続的な活動が展開できるように研究を推進してきている。

令和3年度は、依知南公民館では月に1回推進員と公民館職員の情報共有会（お茶会）を行い、森の里公民館では、推進員と公民館職員と学校教職員の合同会議を行ってきた。コロナ禍で活動はなかなか進められなかったが、推進員は「知る」という当初の目標に向かって歩み始め、「できるところ」から少しずつ取り組みが始まっている。

特に注目すべきは、この推進員の活動の後ろには、常に公民館の存在があるということである。推進員はコーディネートを専門職とする人たちではないため、公民館の存在は精神的な支えとなっている。具体的には、地域団体を紹介したり、交渉したりする時は一緒に帯同するなどの実践が報告されている。公民館が持っているネットワークや役割が生かされていると考える。

令和4年度になってからは、公民館は地域情報・学校情報を推進員と共に地域づくりにつなげているという実践報告もあがってきている。

Ⅲ 第2部 「各論」

以上のことから、今後の本市の展望として、地域学校協働活動をさらに充実させていくための地域・学校の連携・協働についての具体的な方策を提言する。

提言1 地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進

地域と学校が協働活動を展開していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有する、つまり、教育課程を介して地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、つながることが求められる。

具体的な方策

- 学校と地域をつなげるパイプ役として地域学校協働活動推進員（以下、推進員とする）を各校に配置する。
- 推進員は、市内の全市立小中学校に設置されている学校運営協議会委員となり、学校運営協議会で熟議された「学校情報」や、地域の中で実践されたり話し合われたりする「地域情報」を共有する等の任を担う。
- 各地域に配置された推進員と行政をつなぐとともに、推進員の相談相手になったり、推進員への情報提供をしたりする等、そのリーダー的な存在となる統括コーディネーターを行政内に配置する。
- 市域をいくつかのブロック割にして、各推進員からブロックリーダーを選出し、統括コーディネーターとの連絡・調整等が速やかに行えるシステムを構築する。
- 学校は、社会に開かれた教育課程の実現のために、学校運営協議会での熟議を大切にするとともに地域学校協働活動等の推進を図る。

提言2 地域学校協働活動の「総合化・ネットワーク化」の推進

これまで本市では、各地域に設置されている公民館を拠点として、地域住民の生涯学習の場を提供してきている。様々な活動が展開されてきているが、各団体等が個別に行っているものも多く、これからは活動を総合化・ネットワーク化していくことが求められる。

具体的な方策

- これまで以上に「学校」との強力なネットワーク化を図るために、公民館を地域学校協働本部として位置付け、推進員の活動を支え育てる。
- 公民館は、地域の中で行われている各団体の活動を緩やかなネットワークで結びつけるために、コーディネート機能を担い、学びと社会参画の好循環を促進していく。
- 公民館は、推進員からの「学校運営協議会情報」をもとに、地域住民のさらなる多様な活動と持続可能な活動を提供して地域の活性化を図るとともに、地域全体で子どもたちの成長を支えるという意識の醸成を図るために、既存の事業や講座の位置付けを見直す。

提言3 「支援」から「連携・協働」意識への変換

これまでは地域による学校の「支援」という意識で活動が展開されてきたが、学校との連携体制を基盤に、地域と学校双方向の「協働」意識をもった活動を展開するという、意識の変換が求められる。子どもたちの学びが充実するだけでなく、地域が活性化し、地域住民の学びを広げ、「つながりづくり」「人づくり」「地域づくり」が期待される。

具体的な方策

- 意識を変換し、活動を充実させていくために地域住民・公民館職員・学校教職員等に対しての計画的・継続的な研修会を実施する。
- 推進員は資格を持ったプロではない。推進員同士の情報交換や情報共有を図るとともに、資質向上を図るために定期的に連絡会を実施する。
- 地域と学校がパートナーとして活動していくために必要な推進員を育てたり広げたりしていくために養成講座を開催する。
- 協働活動を通して子どもの学びのみならず、大人の学びにも広がる場の提供を工夫する。
- 「連携・協働」意識を醸成するために、公民館と学校に地域担当などの専門的な立場を新たに配置するように働きかける。

提言4 新たな施策を市民に広げ魅力あるまちづくりを行う

地域学校協働活動や推進員、地域学校協働本部というような名称は、一般的にはなじみのない言葉である。地域と学校の協働体制を推進していくためには、まずは様々な方法を使ってこれらを広く周知していくことが求められる。

具体的な方策

- 市の広報や公民館だよりなどで、「人」のみならず「活動内容」等も広報していく。
- フォーラムや講演会などを通して発表したり紹介したりするだけでなく、参加者がともに活動の主体者となれるような普及啓発活動などの措置を講ずる。
- 中央レベルで地域学校協働活動推進員養成講座を開催し、市域全体の底上げを図る。

IV おわりに

国は平成 29 年に社会教育法の一部を改正し、地域学校協働活動の推進により、地域全体で子どもの成長を支え、地域創生を図る活動を促してきた。こうした動向を踏まえ、厚木市社会教育委員会議では、全体会や小委員会でのべ 11 回に渡る議論や検討を重ねる中で、本提言を作成したものである。

本書で提言した「地域学校協働活動推進員」の配置や「地域学校協働本部」の設置等は、第 2 次厚木市教育振興基本計画にもうたわれている理念・目標を実現していくうえではとても重要な施策である。そして、既に市内全小中学校に設置されている学校運営協議会と一体となった推進を図ることにより、「家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の子どもたちを育む」ためには、なくてはならないものである。

教育委員会としては、本提言書をもとに速やかに予算措置等事業化を図り、社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手を育成して行っていただきたいと願っている。

厚木市社会教育委員会議 議長 林 元春

家庭・地域・学校のつながりを一層深め、
協働して地域の宝である子どもたちを育むために

～「公民館を核にした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」を
めざした地域学校協働活動実現のために～ (関係資料)

令和4年7月28日
厚木市社会教育委員会議

目 次

I 関係法令等	1
<教育基本法>	
<社会教育法>	
<学校教育法>	2
<地方教育行政の組織及び運営に関する法>	
<公民館の設置及び運営に関する基準>	
<学習指導要領前文>	3
<学習指導要領解説総則>	
<厚木市教育大綱>	4
<第2次厚木市教育振興基本計画>	
<その他 参考文献等>	
II 公民館職員へのアンケート	
1 地域協働活動について	5
2 現在の地域と学校について	8
III 先進市町の事例	
・神奈川県愛甲郡愛川町	12
・滋賀県蒲生郡竜王町	14
・山口県長門町	16

I 関係法令等

<教育基本法>

第3条 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第10条 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。

第12条 社会教育

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

<社会教育法>

第一章 第5条 市町村の教育委員会の事務

十三 主として学齢児童（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその症例に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二章 第9条

七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

＜学校教育法＞

第43条（中学校に準用）

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法＞

第四十七条の五

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

三 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行うもの等を任命する。

＜公民館の設置及び運営に関する基準＞

第三条 地域の学習拠点としての機能の発揮

公民館は、講座の開設、講習会の開催を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

第四条 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮

公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

第五条 奉仕活動・体験活動の推進

公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

第六条 学校、家庭及び地域社会との連携等

公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果及び並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

<学習指導要領前文>

(前略) 教育課程を通してこれからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有しそれぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。(後略)

<学習指導要領解説総則>

(前略) なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが求められる。保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)や、幅広い地域住民等の参画により地域全体で児童の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組が進められてきているところであり、これらの取組を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのか

何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

<厚木市教育大綱（令和3～8年度）>

厚木市教育大綱とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、教育に関する総合的な施策の大綱のことを指す。この基本方針7において、「家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育む。」と掲載されており、家庭、地域、学校が連携・協働して教育活動の充実、教育課題の解決、地域の教育力向上などに取り組みや、子どもたちの基本的な生活習慣や思いやりの心、社会性などを家庭で安心して育むことができるよう、教育の出発点である家庭教育を地域ぐるみで支援することが解説されている。

<第2次厚木市教育振興基本計画>

第2次厚木市教育振興基本計画とは、教育基本法第17条第2項に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育振興のための施策に関する基本的な計画のことを指す。

第1章の計画の概要「1 背景と目的」において、「家庭や地域の教育力向上の必要性」や、「未来を担う子どもたちへの願いを家庭・地域・学校が共有しながら、各学校運営協議会において地域の特色をいかした協働活動を進められている」ことが記載されている。

「4 計画の実現に向けて」の「(2) 家庭・地域・学校の協働による特色ある学校づくりと地域づくりの推進」においては、「家庭、地域、学校が教育ビジョンや教育課題を共有し、共に知恵を出し合いながら、より一層協働して学校づくりを進めていくことが必要である」と記載されており、さらに、「子どもの成長を軸として、地域と学校がパートナーとして様々なネットワークづくりを進めるとともに、協働した活動を通して意見を出し合い学び合う中で地域住民のつながりを深め、活力ある地域づくりにつなげていくことが大切」であると掲載されている。

「第2章 厚木市が目指す教育」の「1 計画構成図」では、「基本方針5 家庭・地域・学校の協働の推進」が位置付けられている。ここでは、幅広い層の地域住民、団体などが参画する緩やかなネットワークを形成し、ネットワークをいかした地域学校協働活動の推進があげられている。(別紙参照)

<その他 参考文献等>

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
(H27 中教審)
- ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(H30 中教審)
- ・地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き (文部科学省)

Ⅱ 公民館職員へのアンケート

1 地域学校協働活動について

(1) 「地域学校協働活動」について、どの程度知っていますか

- 内容も含めて知っている・・・11 館
- 名前を聞いたことがある・・・4 館
- 知らない・・・・・・・・・・0 館

(2) 「地域学校協働活動推進員」について、どの程度知っていますか

- 内容も含めて知っている・・・11 館
- 名前を聞いたことがある・・・3 館
- 知らない・・・・・・・・・・1 館

(3) 公民館として、どのような立場の人が推進員になれば、地域と学校の協働活動が円滑に進むと思いますか。

例：よく公民館に出入りしている地域の人。学校をよく知る P T A の人。

(回答一覧)

- ・地区の人材や行事に精通しており、かつ学校と頻繁に意見交換を行い、それぞれの課題を把握できる方。かつ他団体の長（代表者）ではない方（負担軽減のため。）
また、ボランティアの心得に精通している方。
- ・公民館活動もしくは、学校活動に関わりのある人。
- ・地域、学校のことを良く知っていて、学校と地域のパイプ役として調整のできる人。
- ・立場は特に問わないが、推進員が担うのはコーディネート機能であるため、地域とも学校とも積極的に関わろうとする人であって、マッチングすることによる効果が思い描ける人が望ましい。
- ・自治会にも学校 P T A にもこれ以上負担を強いることはどうかと思う半面、自治会、P T A の方々が推進員になることが効果的なのではないかと考える。
- ・公民館に精通している人、学校に精通している人。それぞれいると思われるが、両方に精通している人はなかなかいないと思われるため、協働活動したら、どのような利点が生まれるか考えられる人が良いと思われます。
- ・教員 (OB 含む)
- ・公民館の施設を利用される地域住民の方。地域のことをよく知る自治会長。公民館活動もしくは、学校活動に関わりのある方。
- ・地域、学校に関りのある人
- ・地区の人材や公民館事業、学校行事に精通している人。日中でもある程度、時間に余裕がある人。
- ・公民館に精通している人、学校に精通している人。人材は限られており、負担が増すのは避けられない。
- ・公民館活動や学校活動に関わりがある地域の人。

- ・地域学校協働活動推進員の所管がどこか不明だが、今後、公民館が関わるのであれば、公民館に出入りしている人となるが、公民館には、現在でも数多くの団体があり、その構成員のほとんどが同じ人々となっている。また、この構成員の多くが自治会活動にも携わっている。

自治会活動等の軽減が叫ばれる中で、これ以上、負担を強いるのは厳しい状況であり、学校の授業にも関連することなので、学校教育所管課の関与も必要ではないか。

- ・地域の状況に明るい教育関係のOB・OGの方
- ・地域の活動に参加されていたり、学校活動をよく知る人

【総括】

地域（公民館）と学校の両側面に精通されている人が望ましいとの回答が多かった。

また、積極的に地域や学校の行事と関わり、双方のパイプ役になりえる人。（PTAの方や教員OB等）

（3）地域学校協働活動を実施するにあたり、公民館事業を推進する上で、期待される効果を御記入ください。

例：学校の情報が入手しやすくなる。学校を絡めた事業を推進できる。等

（回答一覧）

- ・学校の情報入手や学校を絡めた事業については、既に公民館職員が可能な限り行っている。それ以上に、地域子ども教室や児童館、放課後児童クラブ、地域福祉推進委員会等、学校と関わりを持ち、児童・生徒を対象としている団体等を、部や組織を越えて統合若しくは統括することが可能となれば、より計画的に事業を推進できる。
- ・生徒と公民館事業の関係性が親密になり、生徒のニーズに対応した公民館事業を展開できる。
- ・学校活動と地域活動をお互いが共有することにより、事業への参加者などの増加につながることや、多くの方との交流が期待できる。
- ・推進員等を通じて、小中学生や地域へ公民館事業等を知ってもらえる可能性が広がる
- ・学校と公民館との関係性が深まり、学校、生徒のニーズに応じた事業が展開できる。
- ・学校と公民館お互いの情報共有。
- ・今までも学校との連携事業を実施しているが、この活動を実施することでより連携が深まる。
- ・生徒と公民館事業の関係性が親密になることで、生徒のニーズに応じた公民館事業を展開できる。また地域の人との交流に繋がり、地域の一体感が高まることに繋がる。
- ・子どもや、子を持つ親のニーズに応じた事業を企画することができる。
- ・公民館事業に参加する児童数の増加が期待できる。
- ・学校と情報共有がしやすくなり事業が展開できる。
- ・協働活動の具体性が明確でないので効果の明確化が必要。

学校を絡めた事業を推進しやすい。

- ・学校を絡めた事業を推進できる。

【総括】

事業への参加者数の増加、より多くの方との交流、学校・生徒のニーズの把握、学校と公民館の情報共有（連携）、学校を絡めた事業の展開等。

(4) 地域学校協働活動を実施するにあたり、課題に思えることがあればご記入ください。
例：学校から得た情報をどう地域づくりに活かしていったらいいか不安。等

(回答一覧)

- ・現状では、各団体の委員が重複しており、組織だけ整備しても同じ方々の負担となる。特に現役世代の方は、それぞれ仕事をもちながらボランティアとして協力していただいております、個々の責任感や情熱に頼っている部分が多い。
新しい人材の発掘を行い、協力していただける方々へのメリットや還元（報酬含む）等を充実すべきと思う。
- ・推進員の確保。
- ・地域学校協働推進員への負担が集中しないような支援体制の構築、地域社会と児童・生徒の個人情報に配慮した中で、どこまで活動することができるか。
- ・推進員への過度な負担が生じること。
- ・ネットワークの構築が難しいこと。
- ・地域全体に地域学校協働活動を認知してもらうこと。
- ・教育以外の他分野との整合が図れていないこと。
- ・地域学校協働活動を推進する上で、地域側でどのような実施体制を整えていくのが課題。
- ・推進員への負担、推進員の確保
- ・地域活動、学校活動お互いに法があり、個人情報等の問題をどうクリアして、活動ができるのか。
- ・現在の事業と似たような事業を実施することが想定されることから、事務負担が増えることや、団体等との調整が課題となる。
- ・地域側の実施体制の整備が課題
- ・推進員の負担が大きい。推進員の継続した人材の確保が困難。
- ・公民館事業に参加する児童数の増加が期待できる。
- ・連携するのは良いことだが、協働活動のウエイトがどのくらいか不明なので、公民館事業全体の組み立て方に検討が必要。
- ・地域の活動を、学校側がどこまで受け入れてくれるのか、どこまで協働できるのか。

【総括】

地域役員の負担の増加、推進員への負担の集中、推進員（人材）の確保、活動に対する周知、教育委員会以外（地区市民センター）業務との整合、地域の体制整備等。

2 現在の地域と学校の協働について

(1) 貴公民館区にある学校において、地域と学校の協働が活発に行われていますか。

- 全ての学校で活発に行われている・・・14 館
- 一部の学校で活発に行われている・・・0 館
- 活発に行われていない・・・・・・・・・・0 館
- 分からない・・・・・・・・・・1 館

分からない場合は、次の欄に理由をご記入ください。

(例：学校運営協議会に公民館職員が入っていないため等)

(回答一覧)

- ・地域と協働の定義が不明。以下(2)で協働活動と思われる事業を記載する。

(2) 地域と学校の協働活動について、現在実施している事業内容を教えてください。

関わっているボランティアの人数や、経費(概算で結構です)についてもご記入ください。

例：学校の「総合的な学習の授業」を活用し、地元のせんみ凧保存会の協力の下、公民館事業としてせんみ凧の作成方法をシリーズ開催している(ボランティア5人、せんみ凧保存会4人、経費10万円)。

学校からの依頼で地域人材の紹介を行っている。等

(回答一覧)

- ・地域子ども教室：中学校水泳部を講師として水泳教室、盆踊り大会に子ども盆踊りの参加、ボールゲーム、凧揚げイベント等 委員15名、年間予算183,000円
- ・地域福祉推進委員会世代間交流部会：高齢者と小学生の交流イベント(給食会、スポーツ、昔あそび、厚小カーニバルでの展示会開催) 委員29名、年間予算220,000円
- ・文化振興会：小学校の授業時間に委員が昔あそび道具の作り方や遊び方を教える。委員13名
- ・運動会や公民館まつりで小中学生にボランティア協力やアトラクション出演を依頼。
- ・学校のトイレ掃除(7月～、人数及び経費不明)
- ・あいさつ運動(予定、人数及び経費未定)
- ・九九プロジェクト(予定、人数及び経費未定)
- ・防災訓練、年末美化清掃への中学生の参加。
- ・地域子ども教室(経費26万円(2校分))
- ・地域福祉「世代間交流事業」ふれあい給食会を3小学校で実施。(経費3万円(令

和元年度)) 委員のべ19人

- ・南北駅伝
- ・公民館まつりへの出展
- ・小学校PTAと地元自治会が主催し、国道陸橋高架下を中心にゴミポイ捨て防止運動を実施している。(参加者約80人(児童含む)、経費約2万円)
- ・県道擁壁への落書きを防止するため、地域と地区内小中学校が協働で壁画制作を実施している。(参加者約130人(うち、小中学生50人)、経費約20万円)
- ・夏休み学級・講座プログラムについて学校を通じ配布
- ・小学生2年生を対象とした公民館施設見学
- ・小学校3年生を対象とした公民館地区館長による講和
- ・地域こども教室、学校での除草作業等。
- ・睦合西公民館学級講座 ウィンドウアート教室(11/3実施)
【内容】午前の部で林中学校美術部と応募した子どもたちが、未来への希望を込めて、公民館の窓ガラスにガラス専用のチョークで希望の花火を描いた。
【予算】約50,000円【参加人数】31人
- ・睦合西地区青少年健全育成会事業 睦合西地区吹奏楽コンサート(検討中)
林中学校と厚木東高校等との吹奏楽コンサートを開催予定
【内容】公民館の体育室で、吹奏楽コンサートを開催する。【予算】約150,000円
【参加人数】検討中
- ・地域子ども教室推進事業【実施済み】竹ぽっくりづくり教室(役員18人、経費約3万円)
・【予定】デカスポテニス教室(役員18人、経費不明)
- ・夏休み学級・講座プログラムについて、学校を通じ配布
- ・親子で盆踊り(小鮎夏祭り)【コミュニティ振興事業】
- ・親子で運動会(小鮎地区運動会)【体育振興事業】
- ・親子でグラウンド・ゴルフ(ふれあい秋季健康まつり)【コミュニティ振興事業】
- ・親子で昔あそび(新春おたのしみ会)【文化振興事業】
- ・6年生の卒業制作として「せんみ凧」の制作を11月から2月まで、全10回特別授業として行っている。(せんみ凧保存会4人、前館長、地区館長、保護者ボランティア)
- ・地域住民と小学校1・2年生が、昔遊びを通じて世代間交流を行っている。(地域福祉推進委員会、しあわせクラブ)
- ・学校からの依頼で文化振興会等の地域人材の紹介を行っている。
- ・地域こども教室
- ・地域子ども教室：フロアカーリング教室、ボッチャ教室
- ・相川地区青少年健全育成会連絡協議会：芋ほり大会
- ・夏休み期間中に学級・講座のプログラムを学校経由で配布
- ・緑ヶ丘地区学校草刈り
- ・芋ほり大会、ボーリング大会(青少年健全育成会主催)

- ・公民館施設見学
- ・学校からの依頼で、地域人材の紹介をしている。
- ・学校のピロティを利用し、「ふれあい喫茶」を開催し、地域の方がボランティア参加している。
- ・地域団体の方に、児童への指導を依頼している。
- ・学級・講座開設委員会の高齢者教養部会が小学生に地域の「むかしあそび」を教え、世代間交流を図っている。(ボランティア4人、部会員10人、経費約5千円)
- ・地域福祉推進委員会主催の福祉交流大会の音楽会やレク大会で子どもたちと交流している。(委員・ボランティア約70人、経費約15万円)
- ・地域内の大学生が講師となり、児童がゲーム形式で自然について学ぶ「ネイチャー教室」を開講している。(東京農大自然教育研究会ネイチャーズクラブ約35人、経費約8万円)

【総括】

公民館事業(地域子ども教室、学級講座、夏休み体験教室、公民館まつり、文化振興会、体育振興会、コミュニティ)、地区市民センター事業(地域福祉推進委員会)の他、地区によっては学校の清掃活動や除草作業、地区の防災訓練や美化清掃活動、独自の取り組みを実施している地区もある。

(2)ーア 協働活動を行っている中で、苦勞されていることがあればご記入ください。

例：学校にどこまでお願いして良いのか分からない。

学校の様子が分からない。

地域役員の高齢化、活動を担う人材の不足等。

(回答一覧)

- ・地域役員の高齢化、活動を担う人材の不足。
- ・学校と地域を繋ぐ役割。
- ・役員に現役世代が多い場合、行事に関するほぼ全ての準備を事務局だけで行う必要がある。
- ・学校のニーズを的確に把握することの難しさ。
- ・児童・生徒の個人情報配慮した上で活動しなければならない。
- ・地域役員の高齢化、活動を担う人材の不足等
- ・地域役員の高齢化は進んでおり、事業のマンネリ化も見られる。地域活動の根底の部分で見直さなければならない時に来ているのではないか。
- ・地域役員の高齢化と、複数団体の充て職が負担となっている。
- ・地域役員の高齢化は進んでいる。協力していただける人材が限られていて、負担が

増している。

- ・地域役員の活動を担う人材の不足等。
- ・今のところ特にはないが、今後、地域役員の高齢化が気になるところである。

【総括】

多くの公民館が地域役員の高齢化や活動を担う人材不足を上げている。複数団体を兼ねている委員は負担が増えている。一部の公民館で、学校のニーズが分からないと回答した公民館もある。

(2) -イ (2) の活動を行っている中で、良いところがあればご記入ください。

例：地域の団体とのつながりが強化された。学校の活動がよく分かるようになった

(回答一覧)

- ・参加者、スタッフが笑顔になる。
- ・学校の先生と顔なじみになることで、互いに協力関係を築くことができる。
- ・多様な団体の委員に協力していただくことで、横のつながりが生まれる。
- ・地域とのつながりが強化された。
- ・学校の活動がよく分かるようになった。
- ・学校と地域のニーズが分かるようになった。
- ・地域と学校とが顔の見える関係になった。
- ・地域と学校の相互理解が深まった。
- ・公民館事業に子どもたちが参加することで、公民館(社会教育)活動に理解が得られまた、事業に参加することで達成感を感じられることは、成長に寄与できる。また、地域の方々が参加することは、生きがいやコミュニティ創出の場の効果がある。
- ・地域と学校の相互協力が強まった
- ・地域及び役員とのつながりができる。
- ・学校との協力関係がつながる。
- ・学校と地域の団体のつながりが、強化された。

【総括】

地域と学校が相互に協力しあえる関係が構築できる。相互理解が深まる。横のつながりが生まれる。学校の活動がよく分かる。公民館(社会教育)活動に理解が得られる。等

(2) -ウ (2) の活動を行っていない場合は、どのような活動を行いたいと思うか。

(回答一覧)

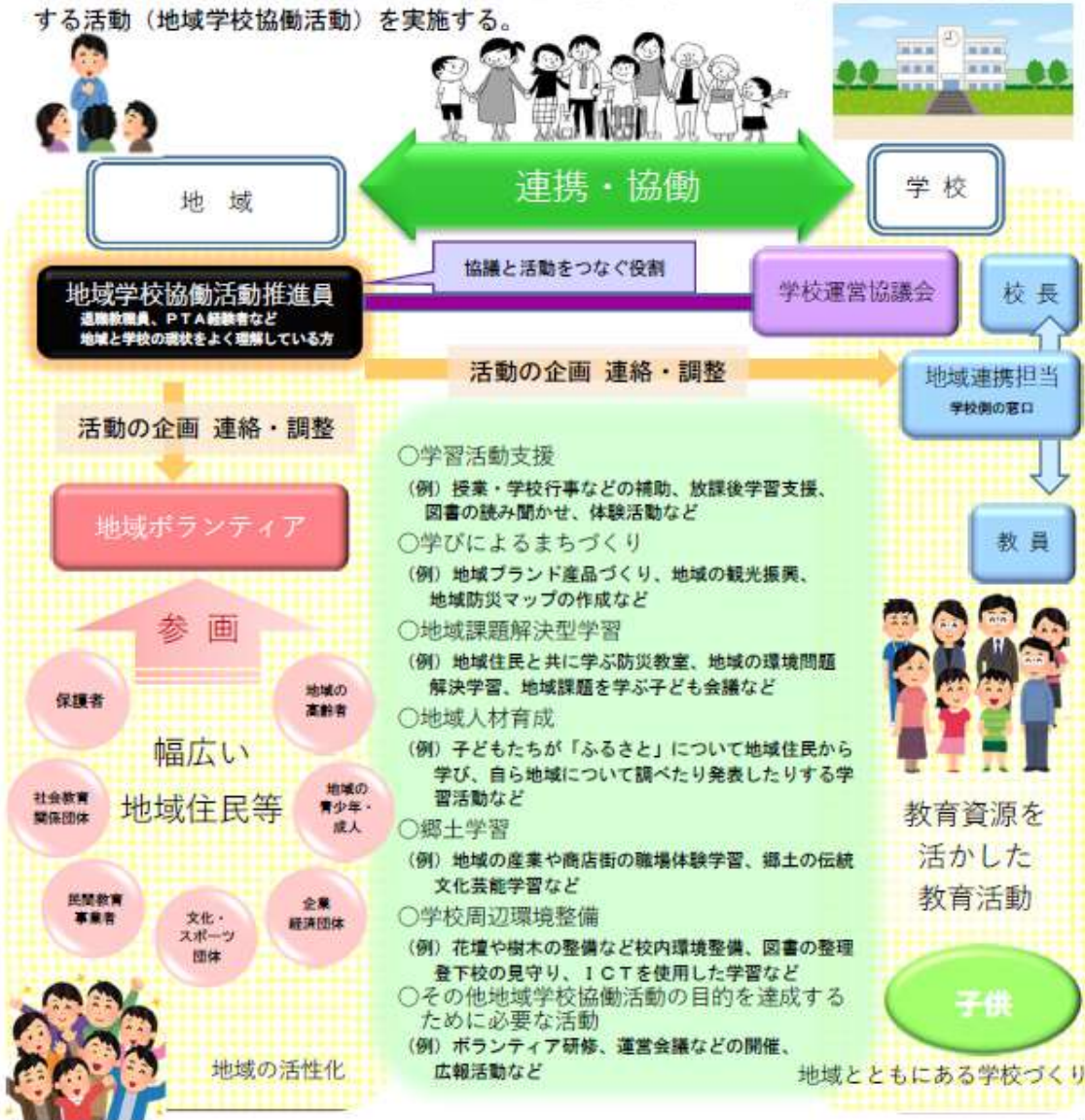
- ・地域の人材を活用して、地域に根付いている文化などを子どもたちに伝承できるような講座や物づくりなどを行いたい。

Ⅲ 先進市町の事例

1 神奈川県愛川町（愛川町より資料提供）

愛川町地域学校協働活動推進事業

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を実施する。



<子供たちへの効果>

- ・子供たちが地域住民と交流することにより、様々な体験や経験の場が増え、コミュニケーション能力の向上につながる。
- ・地域への理解・関心が深まる。・保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動が進んでいる学校ほど学力が高い。

<学校への効果>

- ・地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができる。
- ・保護者や地域住民の学習支援は、学校の教育水準の向上に効果がある。

<地域への効果>

- ・地域の教育力が向上し、地域の活性化につながる。・地域住民の生きがいづくりや自己実現につながる。
- ・地域と学校の連携・協働体制が構築されていることは、災害等の非常時においても力を発揮する。



愛川町教育委員会生涯学習課

地域学校協働本部

地域学校協働本部とは、従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制です。なお、連携の体制は様々な形態があり得るため、地域学校協働本部について法律上の規定はありません。



本部の構成員は、地域学校協働活動推進員（以下、「推進員」とする）を中心として、地域学校協働活動に関わる地域の方々です。例えば、PTA、自治会等の地域団体、公民館等の社会教育施設、地域のNPO等の関係者、地域ボランティア等として活動に関わる地域住民等が想定されます。

<会議>

地域学校協働本部の実施・運営に当たっては、運営方針、活動内容、イベント等の検討や、関係者の情報共有などを行う会議の場を設けることも有効です。また、学校運営協議会の協議を生かすこともできます。

<リスト>

推進員は、必要な説明をした上で、登録若しくは承諾等により協力の意思を確認し、地域学校協働本部の構成員となる団体や個人をリストにまとめ、連絡・調整を円滑に行えるようにします。

[社会教育施設（公民館）との連携事例]

社会教育施設（公民館）と連携した学校支援地域本部～通称：学校応援団～

滋賀県蒲生郡 竜王町／竜王町学校支援地域本部

活動の目的・概要

- ひとづくりまちづくりの拠点である公民館（町内に1館）の中に、学校支援地域本部を設置し、公民館長、統括マネージャー1名及びコーディネーター5名体制で、各学校単位でなく、町全域（町内5校園）の学習支援をコーディネートしています。
- 支援の対象を町全域としたことで、支援分野が広範囲におよぶことから、地域ボランティアの人材確保にスケールメリットが生きることになります。

体制図



活動の特徴・工夫

- 円滑な学校応援団（学校支援地域本部）活動を図るため、平成23年度に、町内全域の地域ボランティアと学校・園をつなぐパイプ役として、統括マネージャーを配置しました。
- 統括マネージャーとコーディネーターが、月に1～2回、学校・園からの依頼や要望の検討をしたり、意見交換等を行う場として、学校応援団定例会を設けています。
- 統括マネージャーとコーディネーターが支援時の様子を見学し、地域ボランティアからの意見を聞くようにしています。
- 社会教育主事の資格を持った公民館長がパイプ役となり、地域の多様な経験や技能を持つ人材や公民館利用団体等と連携した学習支援を実施しています。公民館で学校支援にもつながる分野の講座を開催し、地域ボランティアの人材確保と人材育成を図っています。平成27年度は、『水墨画』の自主活動グループが、竜王中学校1年生の美術の授業で水墨画の指導補助を行いました。
- 地域から学校への支援にとどまらず、地域ボランティアの方々を幼稚園や小学校の感謝祭（子供たちが田植えや稲刈りを行い収穫したお米を使ったイベント）や収穫祭（ボランティアの指導により子供たちが育てた大根を使ったイベント）に招待するなど、「学校から地域への交流活動」を行っています。



学校応援団定例会の様子



水墨画グループによる学習支援
（竜王中学校1年生・美術）

立ち上げ当時

○竜王町では、平成22年10月から文部科学省の支援を受け「竜王町学校支援地域本部事業」を立ち上げました。これまでも学校では、ゲストティーチャーとして地域の方々の協力を得ながら学校支援を進めてきましたが、この事業では、「統括マネージャー」と「コーディネーター」を配置することで、多様な経験、知識、特技などを持った地域の方々と学校・園が支援して欲しいことを結びつけることができ、今まで以上に、地域の方々が学校・園で活躍できるようになりました。初年度には、竜王小学校で、図書ボランティアの会議を、生涯学習課課長、校長、コーディネーター、地域ボランティアで行いました。



竜王小学校・図書ボランティア会議

展開・現在

- 立ち上げ当初は、週に一度、統括マネージャーが小学校職員室に駐在をして、どのような支援ができるか等の打ち合わせをしていましたが、現在は学校・園からFAXや電話で支援の依頼があり、必要に応じて打ち合わせを行っています。
- 近年は、小・中学校の家庭科の授業支援や、小学校・幼稚園での講演会や参観日等の託児支援の依頼が多く、地域ボランティアにお願いしています。
- 新たに地域ボランティアを募集するだけでなく、口コミで地域ボランティアが増えていきます。託児支援では、今まで幼児がいるため行事等に参加できなかった保護者から喜びの声が届いています。



竜王西小学校・託児の様子

今後の展望・課題

- 地域ボランティアの高齢化に伴い、次の世代へ移行することと、支援依頼が同一の人に集中しないように、広く地域ボランティアの人材確保をしたいと思います。年2回、全戸配付している『応援団だより』で支援の様子を伝えたり、地域ボランティアの募集を行っています。
- 平成26年に、竜王小学校のコミュニティ・スクールが立ち上がり、その母体として学校応援団の働きは非常に大きい存在です。今後も『開かれた学校、地域の子は地域で育てよう』を合言葉に、地域と学校が連携・協働し、学校応援団の活動を推進して行きたいと考えています。



応援団だより

[コミュニティ・スクールと公民館型のネットワークを連携させた事例]

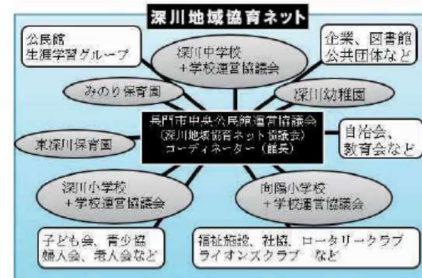
地域総がかりで子供たちを育てる地域協育ネット

山口県長門市／深川中学校区深川地域協育ネット

■ 活動の目的・概要

地域の多くの方が「つどい」「まなぶ」公民館には、生涯学習の拠点としてだけでなく、地域づくりの拠点としての役割が求められています。地域総がかりで子供を育てるときには、公民館に集う生涯学習グループや社会教育関係各種団体等は大きな力になります。

そこで、長門市では公民館の既存の組織を協議会として、公民館がコーディネーター役を担うかたちの「地域協育ネット」に取り組んでいます。



■ 活動の特徴・工夫

公民館型の「地域協育ネット」は、地域づくりの活動へとつながっているという意識の下に取り組んでいます。また、各学校の既存の学校支援ネットワークと公民館が持っているネットワークをつなげることにより、小・中学校における教育活動支援について、今まで以上に多様な活動を企画し、効果的な支援を行っています。

○学習支援

外部講師を学校の学習計画の中に位置づけ、子供たちが興味・関心をもち意欲的に学習に取り組めるように、教員は地域の方の参加による授業に積極的に取り組んでいます。授業に参加された地域の方々も、普段やっている学びが生かされたという満足感を感じられており、今後の活動の意欲づけにもつながっています。



音楽科 琴の指導



特別支援学級児童との活動



中学校で給手紙指導



ラグビー指導

○わくわく土曜塾、わくわく子どもクラブ

公民館では、土曜日の子供の居場所づくりとして「わくわく土曜塾」を行っています。生涯学習グループや高校、各種団体と連携し、いろいろな体験活動を実施することができるのも公民館型の「地域協育ネット」のメリットです。



水辺の教室



水産高校生とかまぼこづくり



しめなわづくり



高校生との手の苗植え

■ 立ち上げ当時

従来から、小・中学校ともに、学校支援ボランティアや外部講師による学習や地域の方々による見守り隊など、地域の「ひと・もの・こと」とかかわりをもち、「地域総がかりで子供を育てる」という活動が随所で行われていました。そこで、それぞれ独自に進められている既存の学校支援組織や団体をはじめとし、公民館で活動している社会教育関係団体や関係諸団体を網の目のように結び、「地域協育ネット」として進めていくことにしました。

また、各学校もコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、地域の意見を取り入れ、学校・家庭・地域が目標を共有し、連携・協働して子供たちを育てていこうとする体制を作りました。

■ 展開・現在

○取組の成果

公民館に集う生涯学習グループや各種団体が学校へ出向き、子供たちと活動することが日常的に行われるようになってきました。学校も地域の「ひと・もの・こと」とのかかわりを年間学習指導計画の中に位置づけ、子供たちが興味・関心をもち、意欲的に学習に取り組むようにしています。また、校内にコミュニティルームを新設することで、地域の方が学校で活動できるようになってきました。



おやじの会によるホワイトボードの取付作業

○学校と公民館の連携した取組

公民館も積極的に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と関わり、連携した活動を行っています。

深川小学校では、地域・保護者の方々に気軽に学校に足を運んでいただくために、給食レシピによる昼食会を企画しています。

また、学校運営協議会では3つのプロジェクト（安全見守り支援、学習支援、学校環境整備支援）を立ち上げ、具体的な活動についての協議を行っています。そして実働に向けて、PTAやおやじの会、家庭教育学級との連携を図り、協働による取組を行っています。



公民館まつり準備作業

深川中学校では、生徒自身が地域貢献という立場で公民館まつり・大掃除などの行事に積極的に関わり、地域の方々との交流を深めコミュニケーション能力を育てています。

■ 今後の展望・課題

○課題

「地域総がかりで子供を育てる」という意識は、実践や広報活動等により地域の理解が進み、協力を得られるようになってきましたが、「子供と関わると疲れる」「高齢でなかなか出られない」などの声もあり、今後、更に若者や地域の方を巻き込む方策を考えていきたいと思っています。

○今後の取組

公民館に集う生涯学習グループや各種団体が学校へ出向き、子供たちと活動することが日常的となってきました。本地区の「地域協育ネット」は、地域づくりの一環として取り組んでいます。今後も、「地域総がかりで子供を育てる」という意識の下に、既存の活動を中心に実践を積み重ねていこうと思っています。また、子供たちと地域の方のニーズや思いを吸い上げ、新たな活動にも取り組んでいきたいと考えています。そのためにも、各活動をしっかりと評価しながらプランを立て、アクションを起こしていきたいと思っています。さらに、小・中学校で連携を図りながら、子供たちが地域貢献する活動へと発展させていきたいと考えています。